

高知県水防計画書新旧対照表

令和7年度からの主な変更点

1 新しい防災気象情報・気象業務法及び水防法の一部を改正する法律に伴う変更

- | | | | |
|----------|------------|-----|----------------------------------|
| (1) 第1章 | 総則 | 第3節 | 用語の定義 (P1～4) |
| (2) 第2章 | 水防体制 | 第1節 | 県の水防組織 (P13) |
| (3) 第3章 | 予報及び警報 | 第1節 | 気象庁が行う予報および警報 (P19～21) |
| (4) 第3章 | 予報及び警報 | 第2節 | 洪水予報河川における洪水予報 (P34) |
| (5) 第3章 | 予報及び警報 | 第4節 | 水位周知河川の水位情報 (P52～53、P55) |
| (6) 第4章 | 水防活動 | 第8節 | 決壊及び越水の通報 及び 第9節 決壊及び越水の通報 (P65) |
| (7) 第12章 | 気象予報等の情報収集 | 第1節 | (P152～153) |

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p>第1章 総則</p> <p>（省略）</p> <p>第3節 用語の定義</p> <p>（省略）</p> <p>高潮予報海岸 国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。</p> <p>（省略）</p> <p>氾濫発生水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。</p>	<p>P1-4</p> <p>第1章 総則 第3節 用語の定義</p>	<p><u>（新設）</u></p>	

令和8年度水防計画書（案）				R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書				備考
水防指令発令基準				P13 第2章 水防体制 第1節 県の水防 組織	水防指令発令基準				
号種	警備体制	発令基準	状況		号種	警備体制	発令基準	状況	
準備	準備業務 (河川砂防班 (河川課))	気象通報などをうけて 水防本部が設置されるまで			準備	準備業務 (河川砂防班 (河川課))	気象通報などをうけて 水防本部が設置されるまで		
水防指令第1号	(1)水防本部設置	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	1 レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。		水防指令第1号	(1)水防本部設置	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。	
	(2)水防常備員の配置		2 レベル2高潮注意報、波浪注意報、津波注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。			(2)水防常備員の配置		2 高潮注意報、波浪注意報、津波注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。	
	(3)水防団等待機		3 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「待機準備」のしきい値に達し、引き続き波高の増加が予測されるとき又は、気象波浪状況等により、発令が必要とされるとき。		(3)水防団等待機		3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。	3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。	
			4 レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。			4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。	4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。		
			5 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。			5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局所的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。	5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局所的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。		
			6 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局所的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。						
2号	(1)水防団等出動準備 (2)警察署の避難誘導等の準備態勢	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上が り、高潮、津波の危険 が予測されるとき等の 状況判断により発令	1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中 のとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に 上がったとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所の有 義波高が「待機準備」のしきい値に達し、波高 がさらに上昇中 のとき。 4 津波警報が発表されたとき。	2号	(1)水防団等出動準備 (2)警察署の避難誘導等の準備態勢	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上が り、高潮、津波の危険 が予測されるとき等の 状況判断により発令	1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上 昇中のとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程 度に上がったとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「待機準備」のしきい値に達 したとき又は、気象波浪状況等により、発令 が必要とされるとき。 4 津波警報が発表されたとき。		
3号	水防団等出動	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測され るとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「出動」のしきい値に達した とき又は、気象波浪状況等により、発令が 必要と判断されるとき。 4 大津波警報が発表されたとき。	3号	水防団等出動	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測され るとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「出動」のしきい値に達した とき又は、気象波浪状況等により、発令が 必要と判断されるとき。 4 大津波警報が発表されたとき。		
4号	水防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき	1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上 昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等 のおそれがあるとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「距離確保準備」のしきい値 に達したとき又は、気象波浪状況等により、 発令が必要とされるとき。	4号	水防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき	1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上 昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等 のおそれがあるとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「距離確保準備」のしきい値 に達したとき又は、気象波浪状況等により、 発令が必要とされるとき。		
5号	地域全住民 (危険区域内 住居避難)	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	1 水防指令第4号の状況ののち、河川、海 岸における水防活動が効果なく、必要と認 める区域内の居住者に避難のため立ち退く べきことを指示するとき。 2 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「距離確保」のしきい値に達 したとき又は、気象波浪状況等により、水 防活動を実施するうえで危険と判断され るとき。	5号	地域全住民 (危険区域内 住居避難)	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	1 水防指令第4号の状況ののち、河川、海 岸における水防活動が効果なく、必要と認 める区域内の居住者に避難のため立ち退く べきことを指示するとき。 2 水防警報海岸において、基準波高観測所 の有義波高が「距離確保」のしきい値に達 したとき又は、気象波浪状況等により、水 防活動を実施するうえで危険と判断され るとき。		
				解除		氾濫注意水位以下になり危険がなくな ったとき 高潮、津波の危険がなくな ったとき	地域全住民に連絡		

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p>2 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>高知地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>発表する注意報、警報、危険警報及び特別警報の種類及び発表基準は次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p>	<p>P19 第3章 予報及び警報 第1節 気象庁が行う予報および警報</p>	<p>2 気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類と基準（令和6.5.23現在 高知地方気象台）</p> <p>高知地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>発表する特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。</p>	

令和8年度水防計画書（案）			R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書			備考
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準	P19-21 第3章 予報及び警報 第1節 気象庁が行う予報および警報	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表3)」の基準に到達することが予想される場合	
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合	
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき			大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合	
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合					
水防活動用洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表4)」の基準に到達することが予想される場合	
水防活動用洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合	
	レベル4 氾濫危険警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき					
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合					
水防活動用高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想されるおおよそ18時間前		水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表5)」の基準に到達することが予想される場合	
水防活動用高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想されるおおよそ12時間前	水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表5)」の基準に到達することが予想される場合		
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想されるおおよそ6時間前		高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合		
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧等による異常な海面の上昇により、高潮による浸水が発生するおそれが著しく大きくなることを予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合					

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考														
<p>第2節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>1 名称及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル3 氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル2 氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル5 氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</p> <p>発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="118 549 974 1062"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警報</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報 （警報解除）</td> <td>レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報解除</td> <td>レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	発表基準	レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	レベル2 氾濫注意報 （警報解除）	レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。	レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。	<p>P34 第3章 予報及び 警報 第2節 洪水予報 河川にお ける洪水 予報</p>	<p><u>(新設)</u></p>	
情報名	発表基準																
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。																
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。																
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。																
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表																
レベル2 氾濫注意報 （警報解除）	レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。																
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。																

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																																																																							
<p>2 国が行う洪水予報</p> <p>①洪水予報を行う河川名、区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川</td> <td>物部川</td> <td>左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>仁淀川</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首 2653 番地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>渡川</td> <td>四万十川</td> <td>左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>②洪水予報の対象となる基準水位観測所</p> <p>高知河川国道事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>氾濫 発生水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物部川</td> <td rowspan="2">深淵</td> <td rowspan="2">香南市 野市町深淵</td> <td rowspan="2">河口より 3.6km</td> <td rowspan="2">2.80m</td> <td rowspan="2">3.40m</td> <td>無堤部区間 3.80m</td> <td>無堤部区間 4.25m</td> <td>無堤部区間 4.70m</td> </tr> <tr> <td>有堤部区間 4.10m</td> <td>有堤部区間 4.55m</td> <td>有堤部区間 5.50m</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>伊野</td> <td>吾川郡 いの町谷</td> <td>河口より 12.2km</td> <td>5.00m</td> <td>6.60m</td> <td>8.15m</td> <td>8.80m</td> <td>9.75m</td> </tr> </tbody> </table> <p>中村河川国道事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>氾濫 発生水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四万十川</td> <td rowspan="2">具同</td> <td rowspan="2">四万十市 具同</td> <td rowspan="2">河口より 9.55km</td> <td rowspan="2">5.00m</td> <td rowspan="2">6.50m</td> <td>無堤地区 (佐田)7.70m</td> <td>無堤地区 (佐田)8.15m</td> <td>無堤地区 (佐田)8.63m</td> </tr> <tr> <td>有堤地区 (岩崎)9.70m</td> <td>有堤地区 (岩崎)10.10m</td> <td>有堤地区 (岩崎)11.44m</td> </tr> </tbody> </table> <p>③洪水予報の担当官署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川</td> <td>国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台</td> </tr> <tr> <td>渡川</td> <td>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 高知地方気象台</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで	仁淀川	仁淀川	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首 2653 番地先から海まで	渡川	四万十川	左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで	河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	物部川	深淵	香南市 野市町深淵	河口より 3.6km	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m	無堤部区間 4.70m	有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m	有堤部区間 5.50m	仁淀川	伊野	吾川郡 いの町谷	河口より 12.2km	5.00m	6.60m	8.15m	8.80m	9.75m	河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	四万十川	具同	四万十市 具同	河口より 9.55km	5.00m	6.50m	無堤地区 (佐田)7.70m	無堤地区 (佐田)8.15m	無堤地区 (佐田)8.63m	有堤地区 (岩崎)9.70m	有堤地区 (岩崎)10.10m	有堤地区 (岩崎)11.44m	河川名	担当官署	物部川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台	仁淀川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台	渡川	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 高知地方気象台	<p>P34 第3章 予報及び 警報 第2節 洪水予報 河川にお ける洪水 予報</p>	<p>(新設)</p>	
水系名	河川名	区域																																																																								
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで																																																																								
仁淀川	仁淀川	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首 2653 番地先から海まで																																																																								
渡川	四万十川	左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで																																																																								
河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位																																																																		
物部川	深淵	香南市 野市町深淵	河口より 3.6km	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m	無堤部区間 4.70m																																																																		
						有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m	有堤部区間 5.50m																																																																		
仁淀川	伊野	吾川郡 いの町谷	河口より 12.2km	5.00m	6.60m	8.15m	8.80m	9.75m																																																																		
河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位																																																																		
四万十川	具同	四万十市 具同	河口より 9.55km	5.00m	6.50m	無堤地区 (佐田)7.70m	無堤地区 (佐田)8.15m	無堤地区 (佐田)8.63m																																																																		
						有堤地区 (岩崎)9.70m	有堤地区 (岩崎)10.10m	有堤地区 (岩崎)11.44m																																																																		
河川名	担当官署																																																																									
物部川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台																																																																									
仁淀川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 高知地方気象台																																																																									
渡川	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 高知地方気象台																																																																									

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																						
<p>第4節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル3 氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル2 氾濫注意情報の解除）を含む）、レベル5 氾濫発生情報の発表は、適宜行うこととする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="125 687 963 1070"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意情報解除</td> <td>レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき	レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>P52-53 第3章 予報及び警報 第4節 水位周知河川の水位情報</p>	<p>第4節 水位周知河川の水位情報</p> <p>1 水位周知河川の水位情報の取り扱い</p> <p>国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>また、国土交通大臣又は知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、適宜行うこととする。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1196 632 2045 798"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	
種類	発表基準																								
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																								
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																								
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																								
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき																								
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																								
種類	発表基準																								
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																								
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																								
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																								
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																								

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																																																																																																																																					
<p>(2) 国土交通大臣の行う水位到達情報の通知</p> <p>①水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" data-bbox="129 316 972 571"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仁淀川</td> <td rowspan="2">支 川 宇治川</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から</td> <td rowspan="2">幹川合流点まで (本川合流点)</td> </tr> <tr> <td>右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">渡 川</td> <td rowspan="2">支 川 後 川</td> <td colspan="2">高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)</td> </tr> <tr> <td>左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から</td> <td rowspan="2">幹川合流点まで (本川合流点)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支 川 中筋川</td> <td>右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="107 635 972 900"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)</th> <th>氾濫 発生水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川</td> <td>枝 川</td> <td>吾川郡いの町枝川</td> <td>幹川合流点より 4.00km</td> <td>1.90m</td> <td>2.20m</td> <td>2.80m</td> <td>3.40m</td> <td>3.85m</td> </tr> <tr> <td>後 川</td> <td>秋 田</td> <td>四万十市麻生</td> <td>幹川合流点より 7.20km</td> <td>3.80m</td> <td>5.00m</td> <td>5.67m</td> <td>6.66m</td> <td>8.23m</td> </tr> <tr> <td>中筋川</td> <td>磯ノ川</td> <td>四万十市磯ノ川</td> <td>幹川合流点より 14.35km</td> <td>3.80m</td> <td>5.50m</td> <td>7.40m</td> <td>8.11m</td> <td>9.10m</td> </tr> </tbody> </table> <p>③水位到達情報の通知の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="129 963 972 1155"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>担当官署</th> <th>連絡方法 (様式は付属資料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川</td> <td>高知河川国道事務所・高知県水防本部（共同発表）</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>中筋川 後 川</td> <td>中村河川国道事務所</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域		仁淀川	支 川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から	幹川合流点まで (本川合流点)	右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から	渡 川	支 川 後 川	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)		左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から	幹川合流点まで (本川合流点)		支 川 中筋川	右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)		河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生水位	宇治川	枝 川	吾川郡いの町枝川	幹川合流点より 4.00km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.85m	後 川	秋 田	四万十市麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m	8.23m	中筋川	磯ノ川	四万十市磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m	9.10m	河川名	担当官署	連絡方法 (様式は付属資料)	宇治川	高知河川国道事務所・高知県水防本部（共同発表）	電話、FAX、メール	中筋川 後 川	中村河川国道事務所	電話、FAX、メール	<p>P53 第3章 予報及び 警報 第4節 水位周知 河川の水位情報</p>	<p>(1) 国土交通大臣の行う水位到達情報の通知</p> <p>ア 通知する河川と関係機関</p> <table border="1" data-bbox="1182 316 2069 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="3">水位情報の通知</th> <th rowspan="2">連絡方法 (様式は付属資料)</th> </tr> <tr> <th>発報担当者</th> <th>受報関係担当者 (発報担当者)</th> <th>水防管理団体 (受報関係担当者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川</td> <td>水防本部</td> <td>中央西土木事務所</td> <td>いの町総務課危機 管理室</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>中筋川 後 川</td> <td>水防本部</td> <td>幡多土木事務所</td> <td>四万十市地震防災 課</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通知する河川の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1182 603 2069 868"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仁淀川</td> <td rowspan="2">支 川 宇治川</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から</td> <td rowspan="2">幹川合流点まで (本川合流点)</td> </tr> <tr> <td>右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">渡 川</td> <td rowspan="2">支 川 後 川</td> <td colspan="2">高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)</td> </tr> <tr> <td>左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から</td> <td rowspan="2">幹川合流点まで (本川合流点)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支 川 中筋川</td> <td>右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 通知の対象となる基準水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="1182 932 2069 1155"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準水位 観測所</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川</td> <td>枝 川</td> <td>吾川郡いの町枝川</td> <td>幹川合流点より 4.00km</td> <td>1.90m</td> <td>2.20m</td> <td>2.80m</td> <td>3.40m</td> </tr> <tr> <td>後 川</td> <td>秋 田</td> <td>四万十市麻生</td> <td>幹川合流点より 7.20km</td> <td>3.80m</td> <td>5.00m</td> <td>5.67m</td> <td>6.66m</td> </tr> <tr> <td>中筋川</td> <td>磯ノ川</td> <td>四万十市磯ノ川</td> <td>幹川合流点より 14.35km</td> <td>3.80m</td> <td>5.50m</td> <td>7.40m</td> <td>8.11m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位情報の通知			連絡方法 (様式は付属資料)	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機 管理室	電話、FAX、メール	中筋川 後 川	水防本部	幡多土木事務所	四万十市地震防災 課	電話、FAX、メール	水系名	河川名	区 域		仁淀川	支 川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から	幹川合流点まで (本川合流点)	右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から	渡 川	支 川 後 川	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)		左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から	幹川合流点まで (本川合流点)		支 川 中筋川	右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)		河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	宇治川	枝 川	吾川郡いの町枝川	幹川合流点より 4.00km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	後 川	秋 田	四万十市麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m	中筋川	磯ノ川	四万十市磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m	
水系名	河川名	区 域																																																																																																																																						
仁淀川	支 川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から	幹川合流点まで (本川合流点)																																																																																																																																					
		右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から																																																																																																																																						
渡 川	支 川 後 川	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)																																																																																																																																						
		左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から	幹川合流点まで (本川合流点)																																																																																																																																					
	支 川 中筋川	右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)																																																																																																																																						
河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生水位																																																																																																																																
宇治川	枝 川	吾川郡いの町枝川	幹川合流点より 4.00km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.85m																																																																																																																																
後 川	秋 田	四万十市麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m	8.23m																																																																																																																																
中筋川	磯ノ川	四万十市磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m	9.10m																																																																																																																																
河川名	担当官署	連絡方法 (様式は付属資料)																																																																																																																																						
宇治川	高知河川国道事務所・高知県水防本部（共同発表）	電話、FAX、メール																																																																																																																																						
中筋川 後 川	中村河川国道事務所	電話、FAX、メール																																																																																																																																						
河川名	水位情報の通知			連絡方法 (様式は付属資料)																																																																																																																																				
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)																																																																																																																																					
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機 管理室	電話、FAX、メール																																																																																																																																				
中筋川 後 川	水防本部	幡多土木事務所	四万十市地震防災 課	電話、FAX、メール																																																																																																																																				
水系名	河川名	区 域																																																																																																																																						
仁淀川	支 川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から	幹川合流点まで (本川合流点)																																																																																																																																					
		右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から																																																																																																																																						
渡 川	支 川 後 川	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋)																																																																																																																																						
		左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から	幹川合流点まで (本川合流点)																																																																																																																																					
	支 川 中筋川	右岸 " 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)																																																																																																																																						
河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位																																																																																																																																	
宇治川	枝 川	吾川郡いの町枝川	幹川合流点より 4.00km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m																																																																																																																																	
後 川	秋 田	四万十市麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m																																																																																																																																	
中筋川	磯ノ川	四万十市磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m																																																																																																																																	

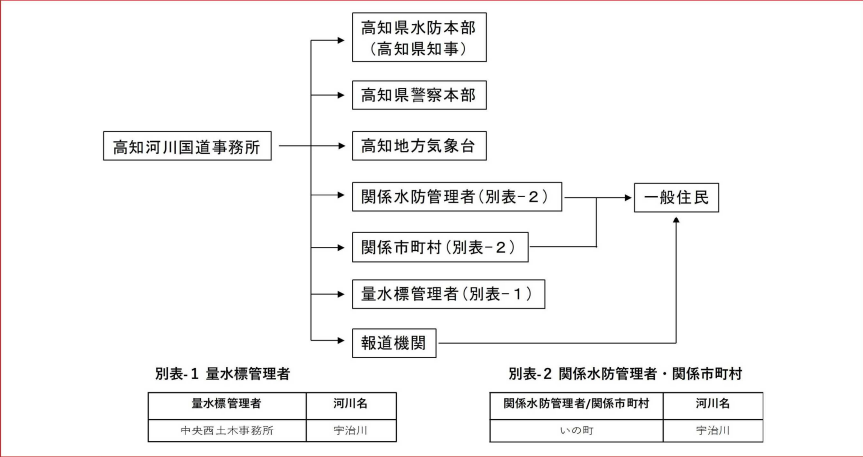
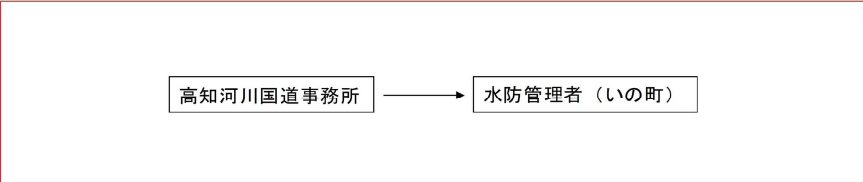
令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書の ページ	令和7年度水防計画書	備考																																																																																																																																																																																	
<p>(3) 都道府県が行う水位到達情報の通知</p> <p>①水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" data-bbox="125 304 952 699"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>安芸川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>国分川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>鏡川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>宇治川 (支川)</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>松田川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="105 762 981 1157"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)</th> <th>氾濫 発生水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>柵の木</td> <td>安芸市 柵ノ木</td> <td>河口より 7 km</td> <td>1.80m</td> <td>2.20m</td> <td>2.20m</td> <td>3.00m</td> <td>4.01m</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>布師田</td> <td>高知市 七ツ城</td> <td>河口より 5 km</td> <td>4.00m</td> <td>5.30m</td> <td>5.80m</td> <td>6.40m</td> <td>7.28m</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>築屋敷</td> <td>高知市 東石立</td> <td>河口より 4 km</td> <td>2.80m</td> <td>3.80m</td> <td>3.80m</td> <td>4.20m</td> <td>5.79m</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>枝川</td> <td>吾川郡 いの町枝川</td> <td>幹川合流点 より 4 km</td> <td>1.90m</td> <td>2.20m</td> <td>2.80m</td> <td>3.40m</td> <td>3.85m</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>平井</td> <td>宿毛市 平井</td> <td>河口より 4 km</td> <td>2.50m</td> <td>3.50m</td> <td>3.80m</td> <td>4.20m</td> <td>4.54m</td> </tr> </tbody> </table> <p>③水位到達情報の通知の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="125 1220 972 1449"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>担当官署</th> <th>連絡方法 (様式は付属資料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川 国分川 鏡川 宇治川 松田川</td> <td>高知県水防本部</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域	安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで	国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)	鏡川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで	仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)	松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで	河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生水位	安芸川	柵の木	安芸市 柵ノ木	河口より 7 km	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m	4.01m	国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より 5 km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	7.28m	鏡川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 km	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m	5.79m	宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4 km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.85m	松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 km	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m	4.54m	河川名	担当官署	連絡方法 (様式は付属資料)	安芸川 国分川 鏡川 宇治川 松田川	高知県水防本部	電話、FAX、メール	<p>P55 第3章 予報及び 警報 第4節 水位周知 河川の水位情報</p>	<p>(2) 知事の行う水位情報の通知</p> <p>ア 通知する河川と関係機関</p> <table border="1" data-bbox="1238 304 2020 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="3">水位情報の通知</th> <th rowspan="2">連絡方法</th> </tr> <tr> <th>発報担当者</th> <th>浸水想定区域管轄土木事務所</th> <th>浸水想定区域自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>水防本部</td> <td>安芸土木事務所</td> <td>安芸市危機管理課</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>水防本部</td> <td>中央東土木事務所 高知土木事務所</td> <td>南国市危機管理課 高知市防災対策部 香美市防災対策課</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>水防本部</td> <td>高知土木事務所 鏡ダム管理事務所</td> <td>高知市防災対策部</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>水防本部</td> <td>中央西土木事務所</td> <td>いの町総務課危機管理室</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>水防本部</td> <td>宿毛事務所</td> <td>宿毛市危機管理課</td> <td>電話、FAX、メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通知する河川の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1238 722 2020 1085"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>安芸川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>国分川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>鏡川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>宇治川 (支川)</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>松田川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 通知の対象となる基準水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="1238 1141 2020 1449"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準水位 観測所</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>柵の木</td> <td>安芸市 柵ノ木</td> <td>河口より 7 km</td> <td>1.80m</td> <td>2.20m</td> <td>2.20m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>布師田</td> <td>高知市 七ツ城</td> <td>河口より 5 km</td> <td>4.00m</td> <td>5.30m</td> <td>5.80m</td> <td>6.40m</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>築屋敷</td> <td>高知市 東石立</td> <td>河口より 4 km</td> <td>2.80m</td> <td>3.80m</td> <td>3.80m</td> <td>4.20m</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>枝川</td> <td>吾川郡 いの町枝川</td> <td>幹川合流点 より 4 km</td> <td>1.90m</td> <td>2.20m</td> <td>2.80m</td> <td>3.40m</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>平井</td> <td>宿毛市 平井</td> <td>河口より 4 km</td> <td>2.50m</td> <td>3.50m</td> <td>3.80m</td> <td>4.20m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位情報の通知			連絡方法	発報担当者	浸水想定区域管轄土木事務所	浸水想定区域自治体	安芸川	水防本部	安芸土木事務所	安芸市危機管理課	電話、FAX、メール	国分川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 高知市防災対策部 香美市防災対策課	電話、FAX、メール	鏡川	水防本部	高知土木事務所 鏡ダム管理事務所	高知市防災対策部	電話、FAX、メール	宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX、メール	松田川	水防本部	宿毛事務所	宿毛市危機管理課	電話、FAX、メール	水系名	河川名	区 域	安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで	国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)	鏡川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで	仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)	松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで	河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	安芸川	柵の木	安芸市 柵ノ木	河口より 7 km	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m	国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より 5 km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	鏡川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 km	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m	宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4 km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 km	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m	
水系名	河川名	区 域																																																																																																																																																																																		
安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで																																																																																																																																																																																		
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)																																																																																																																																																																																		
鏡川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで																																																																																																																																																																																		
仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)																																																																																																																																																																																		
松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで																																																																																																																																																																																		
河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生水位																																																																																																																																																																												
安芸川	柵の木	安芸市 柵ノ木	河口より 7 km	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m	4.01m																																																																																																																																																																												
国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より 5 km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	7.28m																																																																																																																																																																												
鏡川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 km	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m	5.79m																																																																																																																																																																												
宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4 km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.85m																																																																																																																																																																												
松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 km	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m	4.54m																																																																																																																																																																												
河川名	担当官署	連絡方法 (様式は付属資料)																																																																																																																																																																																		
安芸川 国分川 鏡川 宇治川 松田川	高知県水防本部	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																		
河川名	水位情報の通知			連絡方法																																																																																																																																																																																
	発報担当者	浸水想定区域管轄土木事務所	浸水想定区域自治体																																																																																																																																																																																	
安芸川	水防本部	安芸土木事務所	安芸市危機管理課	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																
国分川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 高知市防災対策部 香美市防災対策課	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																
鏡川	水防本部	高知土木事務所 鏡ダム管理事務所	高知市防災対策部	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																
松田川	水防本部	宿毛事務所	宿毛市危機管理課	電話、FAX、メール																																																																																																																																																																																
水系名	河川名	区 域																																																																																																																																																																																		
安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市柵ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市柵ノ木字惣毛から海まで																																																																																																																																																																																		
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)																																																																																																																																																																																		
鏡川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで																																																																																																																																																																																		
仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)																																																																																																																																																																																		
松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで																																																																																																																																																																																		
河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位																																																																																																																																																																													
安芸川	柵の木	安芸市 柵ノ木	河口より 7 km	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m																																																																																																																																																																													
国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より 5 km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m																																																																																																																																																																													
鏡川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 km	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m																																																																																																																																																																													
宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4 km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m																																																																																																																																																																													
松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 km	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m																																																																																																																																																																													

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p>第8節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p> <p>(1) 氾濫等の通報</p> <p>河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>（氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）</p> <p>洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。</p>	<p>P65</p> <p>第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報</p>	<p><u>(新設)</u></p>	

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p>(2) 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。</p> <p>また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。</p> <p>そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p> <p>(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容</p> <p>(1)(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、次の通りとする。</p> <p>(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報</p> <p>①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等</p>	<p>P65</p> <p>第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報</p>	<p>(新設)</p>	

令和8年度水防計画書（案）		R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																																																																																
<p>高知河川国道事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川 (幹川)</td> <td>区域①</td> <td>左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2 地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>仁淀川 (幹川)</td> <td>区域②</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1 地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首2653番地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>宇治川 (支川)</td> <td>区域③</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から幹川合流点まで(本川合流点)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>基準水位 観測所</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>通報担当 事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川</td> <td>区域①</td> <td>深 瀬</td> <td>香南市 野市町深瀬</td> <td>・ 氾濫発生水位（無提：4.70m、有 提：5.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>香美市 香南市 南国市</td> <td>高知河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>仁淀川</td> <td>区域②</td> <td>伊 野</td> <td>吾川郡 いの町谷</td> <td>・ 氾濫発生水位（9.75m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>日高村・土 佐市・いの 町・高知市</td> <td>高知河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>区域③</td> <td>枝 川</td> <td>吾川郡 いの町枝川</td> <td>・ 氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>いの町</td> <td>高知河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>中村河川国道事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十川 (幹川)</td> <td>区域①</td> <td>左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>後 川 (支川)</td> <td>区域②</td> <td>高知県四万十市蔵岡字北坂折甲 160 番地先の県道橋から幹川合流点まで (坂折橋) (本川合流点)</td> </tr> <tr> <td>中筋川 (支川)</td> <td>区域③</td> <td>左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県四万十市九樹字カグヒラ1485番の1 地先から幹川合流点まで(本川合流点)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>基準水位 観測所</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>通報担当 事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十川</td> <td>区域①</td> <td>具 同</td> <td>四万十市 具同</td> <td>・ 氾濫発生水位（無提：8.63m、 有提：11.44m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認</td> <td>四万十市</td> <td>中村河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>後 川</td> <td>区域②</td> <td>秋 田</td> <td>四万十市 麻生</td> <td>・ 氾濫発生水位（8.23m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認</td> <td>四万十市</td> <td>中村河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>中筋川</td> <td>区域③</td> <td>磯ノ川</td> <td>四万十市 磯ノ川</td> <td>・ 氾濫発生水位（9.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認</td> <td>四万十市</td> <td>中村河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域		物部川 (幹川)	区域①	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2 地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで	仁淀川 (幹川)	区域②	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1 地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首2653番地先から海まで	宇治川 (支川)	区域③	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から幹川合流点まで(本川合流点)	河川名	区域	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所	物部川	区域①	深 瀬	香南市 野市町深瀬	・ 氾濫発生水位（無提：4.70m、有 提：5.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	香美市 香南市 南国市	高知河川国道事務所	仁淀川	区域②	伊 野	吾川郡 いの町谷	・ 氾濫発生水位（9.75m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	日高村・土 佐市・いの 町・高知市	高知河川国道事務所	宇治川	区域③	枝 川	吾川郡 いの町枝川	・ 氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	いの町	高知河川国道事務所	河川名	区 域		四万十川 (幹川)	区域①	左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで	後 川 (支川)	区域②	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲 160 番地先の県道橋から幹川合流点まで (坂折橋) (本川合流点)	中筋川 (支川)	区域③	左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県四万十市九樹字カグヒラ1485番の1 地先から幹川合流点まで(本川合流点)	河川名	区域	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所	四万十川	区域①	具 同	四万十市 具同	・ 氾濫発生水位（無提：8.63m、 有提：11.44m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所	後 川	区域②	秋 田	四万十市 麻生	・ 氾濫発生水位（8.23m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所	中筋川	区域③	磯ノ川	四万十市 磯ノ川	・ 氾濫発生水位（9.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所	P65 第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報	(新設)	
河川名	区 域																																																																																			
物部川 (幹川)	区域①	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2 地先から海まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先から海まで																																																																																		
仁淀川 (幹川)	区域②	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の1 地先から海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上の首2653番地先から海まで																																																																																		
宇治川 (支川)	区域③	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から幹川合流点まで(本川合流点)																																																																																		
河川名	区域	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所																																																																														
物部川	区域①	深 瀬	香南市 野市町深瀬	・ 氾濫発生水位（無提：4.70m、有 提：5.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	香美市 香南市 南国市	高知河川国道事務所																																																																														
仁淀川	区域②	伊 野	吾川郡 いの町谷	・ 氾濫発生水位（9.75m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	日高村・土 佐市・いの 町・高知市	高知河川国道事務所																																																																														
宇治川	区域③	枝 川	吾川郡 いの町枝川	・ 氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	いの町	高知河川国道事務所																																																																														
河川名	区 域																																																																																			
四万十川 (幹川)	区域①	左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先から海まで 右岸 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先から海まで																																																																																		
後 川 (支川)	区域②	高知県四万十市蔵岡字北坂折甲 160 番地先の県道橋から幹川合流点まで (坂折橋) (本川合流点)																																																																																		
中筋川 (支川)	区域③	左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から幹川合流点まで(本川合流点) 右岸 高知県四万十市九樹字カグヒラ1485番の1 地先から幹川合流点まで(本川合流点)																																																																																		
河川名	区域	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所																																																																														
四万十川	区域①	具 同	四万十市 具同	・ 氾濫発生水位（無提：8.63m、 有提：11.44m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所																																																																														
後 川	区域②	秋 田	四万十市 麻生	・ 氾濫発生水位（8.23m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所																																																																														
中筋川	区域③	磯ノ川	四万十市 磯ノ川	・ 氾濫発生水位（9.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラによ り、氾濫発生を確認	四万十市	中村河川国道事務所																																																																														

令和8年度水防計画書（案）		R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																																																				
<p>高知県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県安芸市榑ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市榑ノ木字惣毛から海まで</td> </tr> <tr> <td>国分川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)</td> </tr> <tr> <td>鏡川 (幹川)</td> <td>左岸 廊中堰から高知港まで 右岸 廊中堰から高知港まで</td> </tr> <tr> <td>宇治川 (支川)</td> <td>左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)</td> </tr> <tr> <td>松田川 (幹川)</td> <td>左岸 高知県宿毛市和田字上小高田から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準水位 観測所</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>通報担当 事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸川</td> <td>榑の木</td> <td>安芸市 榑ノ木</td> <td>・氾濫発生水位（4.01m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>安芸市</td> <td>安芸土木事務所</td> </tr> <tr> <td>国分川</td> <td>布師田</td> <td>高知市 七ツ城</td> <td>・氾濫発生水位（7.28m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>香美市 南国市 高知市</td> <td>中央東土木事務所 高知土木事務所</td> </tr> <tr> <td>鏡川</td> <td>築屋敷</td> <td>高知市 東石立</td> <td>・氾濫発生水位（5.79m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>高知市</td> <td>高知土木事務所</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>枝川</td> <td>吾川郡 いの町枝川</td> <td>・氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>いの町</td> <td>中央西土木事務所</td> </tr> <tr> <td>松田川</td> <td>平井</td> <td>宿毛市 平井</td> <td>・氾濫発生水位（4.54m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認</td> <td>宿毛市</td> <td>幡多土木事務所 宿毛事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仁淀川</td> <td>右岸 高知県吾川郡いの町茂地地先</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市榑ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市榑ノ木字惣毛から海まで	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)	鏡川 (幹川)	左岸 廊中堰から高知港まで 右岸 廊中堰から高知港まで	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高田から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで	河川名	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所	安芸川	榑の木	安芸市 榑ノ木	・氾濫発生水位（4.01m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	安芸市	安芸土木事務所	国分川	布師田	高知市 七ツ城	・氾濫発生水位（7.28m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	香美市 南国市 高知市	中央東土木事務所 高知土木事務所	鏡川	築屋敷	高知市 東石立	・氾濫発生水位（5.79m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	高知市	高知土木事務所	宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	・氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	いの町	中央西土木事務所	松田川	平井	宿毛市 平井	・氾濫発生水位（4.54m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	宿毛市	幡多土木事務所 宿毛事務所	河川名	区 域	仁淀川	右岸 高知県吾川郡いの町茂地地先	P65 第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報	(新設)	
河川名	区 域																																																							
安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市榑ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市榑ノ木字惣毛から海まで																																																							
国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)																																																							
鏡川 (幹川)	左岸 廊中堰から高知港まで 右岸 廊中堰から高知港まで																																																							
宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)																																																							
松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高田から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで																																																							
河川名	基準水位 観測所	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 事務所																																																			
安芸川	榑の木	安芸市 榑ノ木	・氾濫発生水位（4.01m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	安芸市	安芸土木事務所																																																			
国分川	布師田	高知市 七ツ城	・氾濫発生水位（7.28m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	香美市 南国市 高知市	中央東土木事務所 高知土木事務所																																																			
鏡川	築屋敷	高知市 東石立	・氾濫発生水位（5.79m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	高知市	高知土木事務所																																																			
宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	・氾濫発生水位（3.85m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	いの町	中央西土木事務所																																																			
松田川	平井	宿毛市 平井	・氾濫発生水位（4.54m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	宿毛市	幡多土木事務所 宿毛事務所																																																			
河川名	区 域																																																							
仁淀川	右岸 高知県吾川郡いの町茂地地先																																																							

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考								
<p>③氾濫等の伝達経路及び手段</p> <p>水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段について、洪水予報河川（物部川、仁淀川、四万十川）は第3章予報及び警報、第2節 洪水予報河川における洪水予報に記載の図と同様。水位周知河川及び例外的な対応をする区域については下記のとおり。</p> <p>高知河川国道事務所（水位周知河川（宇治川））</p>  <p>別表-1 量水標管理者</p> <table border="1" data-bbox="262 839 510 890"> <thead> <tr> <th>量水標管理者</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央西土木事務所</td> <td>宇治川</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 関係水防管理者・関係市町村</p> <table border="1" data-bbox="602 839 875 890"> <thead> <tr> <th>関係水防管理者/関係市町村</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いの町</td> <td>宇治川</td> </tr> </tbody> </table> <p>高知河川国道事務所（例外的な対応をする区域（仁淀川：右岸 吾川郡いの町茂地地先））</p> 	量水標管理者	河川名	中央西土木事務所	宇治川	関係水防管理者/関係市町村	河川名	いの町	宇治川	<p>P65</p> <p>第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報</p>	<p><u>（新設）</u></p>	
量水標管理者	河川名										
中央西土木事務所	宇治川										
関係水防管理者/関係市町村	河川名										
いの町	宇治川										

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考																																		
<p style="background-color: yellow;">中村河川国道事務所（水位周知河川（後川・中筋川））</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="215 703 504 810"> <p>別表-1 量水標管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標管理者</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中村河川国道事務所</td> <td>後川 中筋川</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="611 703 929 810"> <p>別表-2 関係水防管理者・関係市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係水防管理者/関係市町村</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十市</td> <td>後川 中筋川</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="background-color: yellow;">高知県（水位周知河川（安芸川・国分川・鏡川・宇治川・松田川））</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="259 1214 510 1417"> <p>別表-1 土木事務所・量水標管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土木事務所/量水標管理者</th> <th>管内河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸土木事務所</td> <td>安芸川</td> </tr> <tr> <td>中央東土木事務所</td> <td>国分川</td> </tr> <tr> <td>高知土木事務所</td> <td>国分川 鏡川</td> </tr> <tr> <td>中央西土木事務所</td> <td>宇治川</td> </tr> <tr> <td>幡多土木事務所 宿毛事務所</td> <td>松田川</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="611 1214 869 1425"> <p>別表-2 関係水防管理者・関係市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係水防管理者/関係市町村</th> <th>管内河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸市</td> <td>安芸川</td> </tr> <tr> <td>香美市</td> <td>国分川</td> </tr> <tr> <td>南国市</td> <td>国分川</td> </tr> <tr> <td>高知市</td> <td>国分川 鏡川</td> </tr> <tr> <td>いの町</td> <td>宇治川</td> </tr> <tr> <td>宿毛市</td> <td>松田川</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	量水標管理者	河川名	中村河川国道事務所	後川 中筋川	関係水防管理者/関係市町村	河川名	四万十市	後川 中筋川	土木事務所/量水標管理者	管内河川名	安芸土木事務所	安芸川	中央東土木事務所	国分川	高知土木事務所	国分川 鏡川	中央西土木事務所	宇治川	幡多土木事務所 宿毛事務所	松田川	関係水防管理者/関係市町村	管内河川名	安芸市	安芸川	香美市	国分川	南国市	国分川	高知市	国分川 鏡川	いの町	宇治川	宿毛市	松田川	<p>P65 第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報</p>	<p style="color: red;">(新設)</p>	
量水標管理者	河川名																																				
中村河川国道事務所	後川 中筋川																																				
関係水防管理者/関係市町村	河川名																																				
四万十市	後川 中筋川																																				
土木事務所/量水標管理者	管内河川名																																				
安芸土木事務所	安芸川																																				
中央東土木事務所	国分川																																				
高知土木事務所	国分川 鏡川																																				
中央西土木事務所	宇治川																																				
幡多土木事務所 宿毛事務所	松田川																																				
関係水防管理者/関係市町村	管内河川名																																				
安芸市	安芸川																																				
香美市	国分川																																				
南国市	国分川																																				
高知市	国分川 鏡川																																				
いの町	宇治川																																				
宿毛市	松田川																																				

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p>(4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統</p> <p>(1) (2) に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容 (ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報 ②氾濫等の伝達経路及び手段のとおりとする。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「第10節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」及び、(5) 決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。</p> <p>(5) 決壊等後の措置</p> <p>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p>	<p>P65</p> <p>第4章 水防活動 第8節 決壊及び 越水の通 報 第9節 決壊及び 越水の通 報</p>	<p>(新設)</p>	

令和8年度水防計画書（案）	R7 計画書 のページ	令和7年度水防計画書	備考
<p style="text-align: center;">第12章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報 気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの街の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/ ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning ・アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ ・洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood ・浸水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund ・大雨キキクル (URL 未定) <p>(2) 雨量・河川水位 国土交通省 ・川の防災情報 https://www.river.go.jp/</p> <p>(3) 潮位・波高 国土交通省 ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網） 【PC版】https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】http://nowphas.mlit.go.jp</p> <p>国土交通省防災情報提供センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位情報リンク https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel 気象庁 ・潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel ・海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html ・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html 	<p>P152-153 第12章 気象予報 等の情報 収集 第1節</p>	<p style="text-align: center;">第12章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報 気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning ・アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ ・大雨危険度 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level ・洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood ・大雨警報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund <p>高知地方気象台 https://www.data.jma.go.jp/kochi/</p> <p>(2) 雨量・河川水位 国土交通省 ・川の防災情報 【PC版】https://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】https://www.river.go.jp/s/</p> <p>(3) 潮位・波高 国土交通省 ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網） 【PC版】https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】http://nowphas.mlit.go.jp</p> <p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html 	